

平成21年度 事務事業評価シート（平成20年度実績分）

事務事業名		児童虐待予防推進事業費		部課コード	1208	予算事業科目	010302011035	事	単	区分	継続
所管部署	担当部局	健康福祉部		部局長名(2次評価者)	明神 公平		個別事務	全部	010302011035	-	
	担当部署	子育て支援課		所属長名(1次評価者)	近澤 伸子			-			
	電話番号	823-1212		E-mail	kc-120801@city.kochi.lg.jp			-			

1 事業の位置付け

予算科目(平成20年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け		
会計	01 一般会計	目標	02 Bいきいきと輝き安心して暮らせる都市
款	03 民生費	政策	01 未来を拓く土佐っ子の育成
項	02 児童福祉費	施策	01 子育て支援の充実
目	01 児童福祉総務費	区分	15 その他の子育て支援
		政策基本方針	子どもを生き育てやすい子育て支援のまちづくりを推進するとともに、郷土を愛し、人間性にあふれる、時代を担う心と個性が輝く人材の育成を推進します。

2 事業の根拠

法律・政令・省令	改正児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、市町村児童家庭相談援助指針	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	高知市要保護児童対策地域協議会設置要綱	
その他(計画、覚書等)	高知市子ども未来プランすくすくとさっこ21	

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	要保護児童とその保護者および児童に関わる関係機関・施設等の関係者、地区組織(主任児童委員・民生委員等)	
意図	どのような状態にしていけるのか	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うために、庁内外の児童に関わる機関が情報を共有し、円滑な連携・協力のもとで対応ができるような体制を整備する。	
手段	事業実施体制等	●児童虐待対応の総合調整機関として、高知市要保護児童対策地域協議会の設置運営。●講演会・研修会等の啓発活動の実施。●児童虐待防止啓発リーフレットの配布●ケース事例への対応。(ケース会議、活動調整等)	事業開始年度 平成16年度 事業終了年度
活動内容	どのような事業活動を行うのか	●高知市における児童虐待対応の総合調整機関として、高知市要保護児童対策地域協議会を設置。●代表者会議では、実務者会議等が円滑に運営されるための環境整備や、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討を行う。●実務者会議では、関係機関との情報交換や課題の検討、支援を行っているケースの総合的な把握等を行う。●個別ケース会議の開催、関係機関との連携調整。●虐待予防対策を推進するための啓発活動(講演会等)●児童虐待対応の初期対応窓口として状況把握および対応。重篤な場合は児童相談所に送致。	
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方
	A	児童虐待件数の増減	児童虐待件数の増減により防止・啓発の効果を一定把握可能
	B	児童家庭相談の件数の増減	虐待通告や養育困難相談件数の増減により要対応ケースの増減の状況を一定把握が可能
	C		

4 事業の実績等

		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	児童虐待件数の増減	目標 前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	
		実績	59	75	120		
	B	児童家庭相談の件数の増減	目標 前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	
		実績	355	297	432		
C		目標					
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	175	133	234	2,281	
		財源内訳	国費 (千円)	175	133	234	
			県費 (千円)				
			市債 (千円)				
			その他 (千円)				
			一般財源 (千円)	0	0	0	
	翌年度への繰越額 (千円)			0			
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	22,500	22,500	22,500		
		正規職員 (千円)	22,500	22,500	22,500		
			その他 (千円)				
			人役数 (人)	3.00	3.00	3.00	
		正規職員 (人)	3.00	3.00	3.00		
			その他 (人)				
	総コスト= ① + ② (千円)		22,675	22,633	22,734		
市民1人当たりコスト (円)		69	66	67			
年度末住民基本台帳人数 (人)		327,310	341,544	340,695	総コスト/年度末人口		

次世代育成支援対策交付金を財源としており、その他の事業とのポイント合算で交付要求をしている状況

正規職員3人役は、専任2名と係長0.5人、室長0.5人で計算

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

- 高知市要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携や情報共有にかかる成果は、現場の職員間で実感として醸成されており、要支援家庭への対応は従来よりスムーズになったと考えられるが、これは指標を設定して判断できるものではない。
- 要保護児童(要支援家庭)は、社会的背景もあり、今後も増加が続く事が予想されるが、その対応について市民の満足度を定期的に図ることは困難である。
- 要保護児童および保護者への対応は、増加している状況であるとともに、相談時に一過性で終了するものではないため、業務量は増加の一途を辿っている。このため人員体制の整備については喫緊の課題である。

6 1次評価(所属長評価)

評価日(平成21年 9月 7日)

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	5.0	本事業は、児童虐待の予防及び対応体制を構築し、児童の健全育成を図ることを目的としており、本市総合計画に掲げる「未来を拓く土佐っ子の育成」の趣旨に合致している。 虐待の引き金となる要因としては、核家族化の進行や家庭・地域における子育て力の低下による養育困難家庭の増加、長引く不況による子育て家庭の経済的な不安の増大、離婚等による不安定な家庭関係にある世帯の増加等があるが、そういった要因を持つ子育て家庭の虐待相談や対応件数が増加している。
		B (3) 一部結びつく			
	C (1) あまり結びつかない				
	D (0) 結びつかない				
② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ(需要量)の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	A			
	B (3) 横ばいである				
	C (1) 少ない、減少している				
	D (0) ほとんどない				
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	3.0	虐待相談や虐待認定件数は増加の一方であるが、これも市民や関係機関に虐待に対する関心が高まったことにより、通告・相談が増えたものと思われる。要保護児童対策地域協議会を通じて虐待情報を共有することにより、虐待事例の児童に関わる関係機関との連携・協力体制は確実に確立できつつある。 今後も引き続き、要保護児童対策地域協議会の周知、啓発に努め、同協議会構成機関との連携体制の強化や体制の充実を図る必要がある。
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	B		
		B (3) 概ね妥当である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 見直しが必要である			
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	A	5.0	児童福祉法の改正により、市町村が虐待や相談を含む児童家庭相談の一義的機関として位置づけられており、行政主体で行うべき事業である。 虐待事例や養育困難事例の増加並びに深刻・複雑化に伴い、業務量が増加。適切な虐待対応ができる体制づくりが課題であることから、コスト削減は困難な状況である。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減の可能性] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	A		
		B (3) 概ね効率的にできている			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	5.0	年一回、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する高知市要保護児童対策地域協議会 代表者会議において、要保護児童等への支援に対する評価や体制についての検討を行っており、公平性は保たれている。 虐待等を受けている要保護児童を早期発見し、児童と関わる関係機関と連携・協力し、適切な支援を行うための事業であり、受益者負担の視点には馴染まない。
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合(一般財源負担割合)は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	A		
		B (3) 概ね適正な負担割合である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 検討すべきである			
総合点	18.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価(部局長評価)

評価日(平成21年 9月 10日)

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	一次評価のとおり。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--